

**軽自動車税・自動車税には
減免措置制度があります**

税務課 (内線531)

身体や精神に障害のある方や生計をとにもする方が使用する車両で、一定の要件に該当する場合、申請によって、軽自動車税・自動車税が減免されます。

■対象になる車両

- ① 障害者が所有し、自らが運転する車両
- ② 18歳未満の身体障害者や知的障害者・精神障害者と生計をとにもする方が所有、運転し、障害者のために使用する車両
- ③ 障害者のみの世帯の方の所有で、生計をとにもする方が運転し、障害者のために使用する車両
- ※自家用で軽自動車・自動車あわせて1人1台減免できます。

■申請に必要なもの

- ① 減免申請書(軽自動車税は税務課、自動車税は福祉課にあります)
- ② 運転免許証
- ③ 印鑑
- ④ 自動車検査証
- ⑤ 納税通知書
- ⑥ 身体障害者手帳、戦傷病者手帳

療育手帳、精神障害者保健福祉手帳又は精神状態に関する証明書
※生計をとにもする方が車両を所有し運転する場合は、通学・通所の証明書が必要です。また、生業を行っていることの証明書や福祉課発行の生計同一証明書、健康保険証が必要となります。

■申請書受付期間

- 軽自動車税 5月11日(火)～24日(月)
- 自動車税 5月24日(月)まで

■提出先・問い合わせ

- 軽自動車税：税務課又は各地域事務所地域支援課
- 自動車税：中予地方局課税課自動車税係(松山市北持田町132、☎909-18754)



伊予市介護相談員を募集します

長寿介護課 (内線562)

市では、介護サービス利用者の要望や意見を中立的かつ公平な立場で聞き、事業者に伝達する橋渡し役として、介護相談員制度を設けています。

■活動内容

サービス提供事業所を定期的に訪問し、利用者との会話や行事への参加などを行います。そこで気付いたこと、要望等を事業者に伝えることで、利用者が安心して暮らせるお手伝いをしていただきます。

■応募要件

特定の資格や経験は必要ありませんが、高齢者介護に興味や熱意のある方で、定期的な訪問と、市が実施する研修会などに参加できることが要件となります。

■任期 2年間

■選考方法 面接審査による。(面接日時は、別途通知します。)

■申し込み・問い合わせ

5月14日(金)までに、長寿介護課へお問い合わせください。

松山地方気象台からのお知らせ

**大雨などの警報・注意報が
市町単位の発表に
変わります**

これまでは、「中予に大雨警報を発表」など、市町をまとめた地域を対象として、気象警報や注意報を発表していましたが、5月27日(予定)からは、「伊予市に対して大雨警報を発表」など、**市町単位**で発表します。

※テレビやラジオなどでは、市町をまとめた地域
の名称でお知らせする場合があります。

■問い合わせ

松山地方気象台防災業務課
☎933-3610

**倒産・解雇・雇い止めなどで離職された方は
平成22年4月から国民健康保険税が軽減されます**

税務課(内線533)

倒産・解雇などによる離職(特定受給資格者)や、雇い止めなどによる離職(特定理由離職者)をされた方の国民健康保険税が申告により軽減されます。

■対象者

平成21年3月31日以降に離職された65歳未満の方で、

①雇用保険の特定受給資格者

(例：倒産・解雇など)

②雇用保険の特定理由離職者

(例：雇い止めなど)

として求職者給付(基本手当等)の受給資格を持っている方

※雇用保険受給資格者証の離職理由が、

11・12・21・22・23・31・32・33・34に該当する方。

※高齢受給資格者及び特例受給資格者は対象となりません。

■軽減の内容

対象者の前年の給与所得を30/100とみなして、国民健康保険税の所得割額を算定します。

■軽減の期間

平成22年4月1日以降(平成22年度分)から適用され、離職日の

翌日から翌年度末までの期間となります。ただし、平成21年3月31日～平成22年3月30日に離職された方は、平成22年度分のみが軽減の対象になります。

※雇用保険の求職者給付(基本手当等)を受ける期間とは異なります。

※申告が遅れてもさかのぼって軽減を受けることができます。

※国民健康保険に加入中は、途中で就職しても引き続き対象となりますが、他の健康保険(会社の健康保険等)に加入するなど、国民健康保険の資格を喪失すると終了します。

軽減を受けるには

申告が必要です

【申告に必要なもの】

- 雇用保険受給資格者証
- 印鑑(認印)
- 国民健康保険被保険者証



郵便事業株式会社
重度の身体障害者・知的障害者に

「青い鳥郵便はがき」を無償で配布

郵便事業株式会社は、身体・知的障害者の福祉に対する理解と認識を深めるために、オリジナル封筒に入った通常郵便はがきを無料で配布しています。

■対象者

- 重度の身体障害者(1級又は2級の方)
- 重度の知的障害者(療育手帳「A」の方)

■受付期間 5月31日(月)まで

■配布枚数 1人20枚

■申込方法 お近くの郵便局に、身体障害者手帳、又は、療育手帳を持参し、手続きを行ってください。
※郵送で申し込むこともできます。

■問い合わせ

郵便事業株式会社伊予支店 ☎983-0322

あなたの携帯電話に
気象情報や不審者情報などを
お届けします

「いよし安全・安心メール」

いよし安全・安心メールに登録すると、「気象情報」「地震情報」「不審者情報」などが、あなたの携帯電話に配信されます。

また、災害が発生したときには、**避難勧告**などの緊急のお知らせも配信しますので、ぜひ登録をお願いします。

■登録時のメールアドレス

entry-iyoi@bousai-mail.jp

■問い合わせ

防災安全課(内線564)



幼児2人同乗用自転車の購入費に助成します

福祉課（内線538）

市では、幼児2人同乗用自転車（幼児2人を同乗させる場合の安全性に配慮した自転車）の普及による交通の安全確保と子育て家庭の経済的負担の軽減を図るため、幼児2人同乗用自転車の購入費に助成を行います。

■対象者

3人乗り自転車を購入した方で、次の①～④のすべてに該当する方

- ①市内に在住していること
- ②申請時に、幼児（6歳未満の者）を2人以上養育していること
- ③これまで、本人又は同一世帯の方が、幼児2人同乗用自転車の購入費に係る助成金の交付を受けていないこと
- ④市税を滞納していないこと

■補助の内容

- 社団法人自転車協会が定める「幼児2人同乗用自転車安全基準」に適合した幼児2人同乗用自転車（オプションで設置する幼児が同乗できる座席を含む）の購入とします。
- 1世帯につき1台で、中古品や転売品は対象となりません。

■補助金額

購入費の2分の1に相当する額（100円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てた額）で、4万円を限度します。

■申請方法

幼児2人同乗用自転車を購入した日から3か月以内に申請をしてください。（申請書は、伊予市ホームページからダウンロードできます。）

【申請に必要なもの】

- ①領収書（申請者の氏名・購入品目の名称が明記されている原本）
 - ②製造メーカー保証書の写し（型番、製造番号、保証期間、申請者の氏名、住所等が記載されており、購入先が分かるもの）
 - ③その他②の製造メーカー保証書の写しによっては、「幼児2人同乗用自転車安全基準」に適合した自転車か判断できない場合は、販売店等が発行する「幼児2人同乗用自転車安全基準」適合品である旨の証明書
- 提出先・問い合わせ
福祉課又は各地域事務所地域支援課

お気軽にご相談ください

伊予市障害福祉サービス相談事業所のご案内

福祉課（内線553・556）

市では、障害者の皆さんが住み慣れた地域で自立した生活が過ごせるように、さまざまな相談にのりながら、必要な情報提供や権利擁護のための援助など、障害福祉に関する相談支援事業を行っています。相談業務は、次の事業所の相談員に委託していますので、お気軽にご相談ください。（相談無料、秘密厳守）

■市内の相談事業所



朝凧会
「伊予なぎさ園」
阿部 富美さん
☎982-6760



梅寿会
「指定相談支援事業所くりのみ」
森平 澄子さん
☎967-1460

■市外の相談事業所

○松山市社会福祉協議会
安藤 有紀さん
☎94316307

- 福角会 近藤 茂さん
☎97817778
- あゆみ学園 今村 高博さん
☎97210999
- 宗友福祉会 藤本 篤さん
☎96313772
- 金亀会 西村 幸さん
☎96510298

また、次の障害者相談員による相談も行っています。障害者やその家族に、必要な助言や関係機関への連絡など、障害を持つ方の自立更生を支援し、社会参加を促す手助けを行います。

- 《身体障害者相談員》
- 藤岡 健次さん（米湊）
☎98212170
- 水田 恒二さん（本郡）
☎98213675
- 《知的障害者相談員》
- 長戸 和子さん（米湊）
☎98214547

松くい虫防除のため
薬剤の空中散布にご協力を願います

産業経済課（内線579）

■空中散布の日時

5月27日(木)、午前5時ごろから正午ごろまで（通学時間帯は中断します。）

※雨など天候によって日程を延期する場合は、防災行政無線でお知らせします。

■空中散布の場所

大平・三秋・市場・稲荷・上吾川・下三谷・上三谷の一部（地図参照）

■散布方法

家屋、果樹園などの農耕地、飲料水に使用している水源地などを避け、ヘリコプターで松林樹上5〜15mの高さから薬剤を散布します。

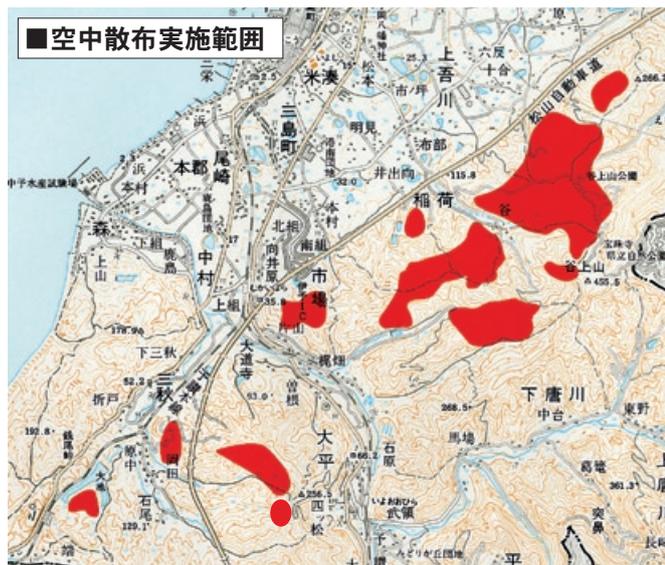
※風速5m以上のときは散布しません。

〓守っていただきたい

注意事項〓

○散布区域内の山林には、立ち入らないでください。

○散布区域周辺の方は、散布当日の午前中は窓を



閉め、飲食物や洗濯物を屋外に出さないようにしてください。
○車を散布区域内とその周辺に駐車しないでください。
○もし、薬剤が体に付いたときは、石けん水でよく洗ってください。
※万一、空中散布が原因と思われる頭痛・めまい・吐き気などの症状を感じた場合は、すぐに医療機関で診察を受けてください。

＝5月の市税納期＝

今月の市税の納期は次のとおりです。
納期限までに必ず納めましょう。

	納期限	口座引落日
軽自動車税 (全期)	5月31日(月)	5月27日(木)

■問い合わせ 税務課収納担当(内線548・549)

5月5日(水)～11日(火)
平成22年度 児童福祉週間

【標語】

『地球はね
笑顔がつまった
星なんだ』



ホップステップ 消費者力

電話勧誘で買った海産物は…？

突然の電話で『海産物セット』を勧められ、商品代引き(代金引換)で受け取ることにしたが、やめたい。契約の解除はできますか？

【アドバイス】

先月号で紹介したように、法律が改正され、訪問販売・電話勧誘販売での食料品の契約に対しても、「クーリング・オフ制度」が適用になりました。現金では、3,000円以上の取り引きが対象です。生ものだからとあきらめないでください。

また、通信販売広告で紹介されているものには、この制度がありません。購入の際は、返品できるかどうか、よく確認しましょう。

お問い合わせ・ご相談は、

消費者相談窓口(産業経済課)

専用電話 ☎982-1289

国民年金の手続きはお済みですか？
節目には年金の手続きを

健康保険課（内線547）

退社や結婚などの節目には、いろいろな手続きをしなければなりません。今回は、そのうちのひとつとして国民年金の手続きについて説明します。

国民年金は強制加入です

年金の手続きなんてしなくてもいいよね...と思われる方がいるかもしれませんが、20歳以上60歳未満の方は、国民年金に加入して、保険料を納めることが義務となっており、20歳以上の方は年金加入の手続きをしなくてはなりません。

国民年金の加入者は、職業などに応じて、三つの「種別」に区分されています。（下表のとおり）

例えば、厚生年金に加入していた方は、第2号被保険者でしたが、退職したくない被保険者の種別が変わりますので、国民年金の資格取得届が必要になります。ですから、退職したら資格取得の手続きをするようにしてください。（社会保険の手続きをただでは、年金の資格取得にはなりません。）

また、未納の期間があると障害年金の申請ができない場合がありますので、ご注意ください。

■国民年金の種別区分表

第1号被保険者	自営業、農林漁業、学生、無職等の方
第2号被保険者	サラリーマンなど厚生年金・共済組合に加入している方（同時に国民年金にも加入しています。）
第3号被保険者	第2号被保険者に扶養されている配偶者の方

○退職して自営業や無職（求職中）になった方は、第1号被保険者になります。また、扶養している配偶者がいる場合は、配偶者も第3号被保険者から、第1号被保険者になります。

○結婚や退職等で、厚生年金や共済組合に加入している配偶者の被扶養者となる方は、第3号被保険者となります。

＝ 市内の交通事故状況 ＝

（3月末日現在）

	3月	累計	前年比
発生	11件	41件	- 8件
死者	0人	1人	± 0人
傷者	11人	50人	- 20人

シートベルトを正しく着用しましょう！

＝ 市内の街頭犯罪等発生状況 ＝

（3月末日現在）

	3月	累計	前年比
侵入盗	1件	15件	+ 11件
自動車盗	1件	1件	± 0件
オートバイ盗	0件	1件	+ 1件
自転車盗	8件	14件	- 4件
車上ねらい	4件	11件	+ 5件

安全は一人ひとりの意識から
安心は人のつながり 地域から

水道の休日当直当番業者

◆土・日曜日、祝日の上水道、簡易水道、条例水道の緊急業務（簡易な修理は除く）は、次の当直水道指定工事業者ににご相談ください。

月	日	指定工事業者	電 話
5	1(土)	功栄設備	中 村 982-5888
	2(日)	(有)栄電機設備	中 山 967-1318
	3(月)	(株)伊予設備	米 湊 983-4613
	4(火)	岩井水道工業所	大 平 983-3066
	5(水)	藤岡工業(株)	上 灘 986-0350
	8(土)	(有)二宮水道工業	下吾川 983-2819
	9(日)	未来設備	尾 崎 983-5282
	15(土)	(有)協和設備工業	上吾川 983-4185
6	16(日)	(有)升田金物店	出 瀨 967-0067
	22(土)	(有)ハヤタ設備工業	上吾川 983-0398
	23(日)	西岡建材(株)	下吾川 983-1598
	29(土)	友澤設備	大 平 982-1381
	30(日)	武智水道工業(株)	上三谷 982-1268
	5(土)	(有)田中興業	中 山 967-0558
	6(日)	(株)佐々木工業所	湊 町 983-0450

※業者への依頼は、8:00～17:00の時間帯にお願いします。
※水道メーターから宅地側の修理は、個人負担となります。

皆さんの安心のため、消防は24時間活動しています。
サイレンが聞こえたら道を譲ろう

伊予消防署 ☎ 982-0657



運転時にサイレンが聞こえたら…

◎周囲の状況を考慮しながら、速やかに道を譲る。

◎交差点付近では、交差点内を避け、道路の左側によって一時停止する。

◎狭い道路などで停車する場合には、通行の支障にならないように考慮する。

※また、消防用緊急自動車が発着時にサイレンを鳴らすことは、法律で義務付けられています。夜間等の緊急走行のサイレン音に対し、皆さんのご理解をお願いします。

サイレンを鳴らして走る緊急自動車の行く先には、1分1秒でも早く来てほしいと待っている方がいることを忘れず、緊急自動車が接近したときは、通行を妨げないようにご協力をお願いします。

消防用緊急自動車(消防車、救助工作車、救急車など)は、いざというときに、非常に頼りになる車です。火災などの災害現場にいち早く駆け付け、消火活動や救助活動を行います。そして、被害を最小限に食い止め、また急病人などに応急処置等を行い、速やかに病院へ搬送します。

これらの車は、私たちが安心して社会生活を営んでいくためには無くてはならないものです。緊急自動車は、緊急時に迅速に走行するため、法律により優先して走行できるように特例が認められています。しかし、皆さん一人ひとりのご理解とご協力がなければ円滑な緊急走行はできません。



纏(まとい)ってなに？



火事場で大きな纏(まとい)を振る町火消しの姿は、皆さんも時代劇などで一度は見たことがあるでしょう。この町火消しが、数多くある組のシンボルとして使ったのが纏(まとい)です。

この纏を立てることは、「こまで絶対火を消し止めてみせる」という火消しの決意のあらわれで、一旦纏を立てると、おいそれと後退できなかつたようです。

纏は、もともと戦国時代の馬印(うまじるし)が原型で、江戸時代に入り、戦場での使用に代わって火災現場で使う標具となりました。纏を初めて使ったのは大名火消しだといわれていますが、纏を一躍有名にしたのは、町火消しの

■伊予市管内の火災と救急出場件数(3月末日現在)

種別	3月分			累計		
	火災 件数	本庁	0	0	本庁	2
中山		0	中山		1	
双海		0	双海		0	
救急出場 件数	本庁	112	146	本庁	322	455
	中山	13		中山	64	
	双海	21		双海	69	

火災・救急 → 119

☎ 火災 救急病院 案内 982-5959

シンボルになってからのことです。

